

選挙公報配布仕様書

1 業務概要

(1) 概要 令和7年執行予定の参議院議員通常選挙に係る選挙公報を大和高田市内全域に配布するもの

(2) 履行場所 大和高田市内全域の各家庭

2 配布対象及び配布方法

- ① 明らかな空き家以外の全家庭に配布
- ② 表札が2枚以上あるところはその枚数を配布
- ③ マンション等の集合ポストの位置を事前に調査
- ④ ポストがあればポストに、ない場合は雨に濡れない目に付く所
- ⑤ 雨天等は濡れないように工夫して配布
- ⑥ 集合住宅や寮などで管理人がいる場合は、身分を名乗り了解を得て配布

3 未配付等の処理

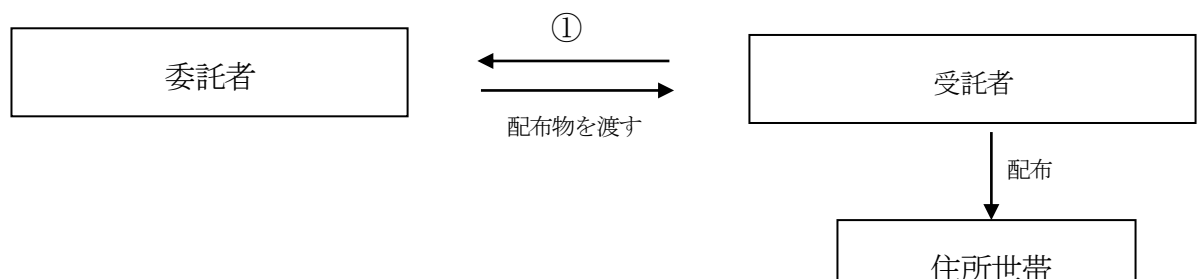
- ① 委託者は、未配付等の連絡を受けた場合は、受託者に対しその旨を連絡し、その後の指示（配布、事情説明、その他）を行う。
- ② 受託者は、委託者の指示に基づき速やかに配付等の処理を行い、処理が完了したときは、直ちに報告しなければならない。

4 注意事項

- ① 配布業務中に支障が生じたり、トラブルがあった場合は、独断で判断せずに事務局へ連絡
- ② 公報紙が破損又は汚損しないように配布

5 確認作業

- ① 受託者は、配布完了報告を委託者へ各町別ごと配布完了部数を、残部数と共に書面で報告。



※ 委託者から受託者への配布物の納品は、基本的に大和高田市役所職員が納品するが、状況によっては、配送業者により納品される場合がある。

6 残余の公報の処分について

配布業務完了後、残余の公報は、飛散・第三者の目に触れる事がないよう受注者の責任において適正に処分すること。

7 その他

- ①迅速な配布体制が整備されている事業者であること。迅速な配布体制とは、配布先へ原則1時間以内に対応可能である場所に受託者の事業所等があることをいう。
- ②業務の履行にあたっては、諸法令を遵守すること。
- ③本仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者が協議のうえ定める。